

(別紙様式 2 - 1 (実施要項第 4 条関係))

< 案件名 > パブリックコメント手続条例 (素案)	
区 分	内 容
政策等の趣旨	パブリックコメント手続とは、南相馬市自治基本条例の趣旨に基づき、情報の提供、市民参加の推進、協働の推進を図るため、政策等の素案を公表し、当該政策等の意見を募り、当該意見に対する考え方を公表する一連の手続で、平成 18 年の合併時より実施しているものです。
〃 目的	パブリックコメント手続については、これまで、実施要綱で定め、運用していましたが、条例化することにより、当該手続の市民への認知度向上を図ること及び内容を一部見直すことにより、運用を明確化することが可能となると考えております。
〃 立案の経緯	国の行政手続法でも法令等の意見公募手続を義務化して入ること、全国的にも条例化の流れがあることから、当市においても条例化することといたしました。
立案する際に整理した考え方及び論点	手続き案件をより明確にすることにより、市民からの意見を幅広く聴取することを目指すもの。
理解するための資料	
ア 根拠法令	行政手続法、南相馬市自治基本条例 (添付なし)
イ 上位計画等の概要	
ウ 施策等の実施により予想される影響の程度及び範囲	
エ その他、必要な資料	資料 1 条例 (素案) の要旨 資料 2 条例 (素案)
意見提出の注意事項	
取扱い等結果の公表予定日	平成 27 年 9 月下旬